

幼児教育・保育の無償化に関するご案内【概要】

幼児教育・保育の無償化に関するご案内の概要版です。
 無償化の対象者は、3歳児以上の子どもがいる世帯と、0～2歳児の子どもがいる市民税非課税世帯です。

「教育・保育施設等利用ガイドブック」や「【利用施設別】幼児教育・保育の無償化制度と手続きのご案内」(※)とあわせてご覧ください。

※ 市役所子ども育成課窓口、市ホームページで配布、公開しています。



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

1 無償化の対象範囲と必要な手続き

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、幼稚園・保育所等の利用料が無償になりました。(実費徴収される費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は無償化の対象外です。)

利用料の無償化は、利用する施設(サービス)の種類や年齢、「保育の必要性の有無」によって、対象範囲や必要な手続きの要否などが異なります。

<施設ごとの無償化対象範囲>

	・幼稚園(私学助成)		・幼稚園(施設型給付) →市内に該当施設なし ・認定こども園 (教育利用)		・認可保育所 ・認定こども園 (保育利用) ・小規模保育 施設	・認可外保育 施設 ・一時預かり ・ファミリーサポ- トセンター等
	教育	預かり保育	教育	預かり保育		
3～5歳児クラス	無償 (上限25,700円) (※1)	無償 (11,300円と利用 日数×450円の低 い方の額まで) (※2)	無償 (※3)	無償 (11,300円と利用 日数×450円の低 い方の額まで) (※2)	無償 (※3)	無償 (上限37,000円) (※2)
満3歳児 (3歳の誕生日から初め て迎える3月31日までの 子ども)	無償 (上限25,700円) (※1)	×	無償 (※3)	×	/	/
市民税非課税 世帯	無償 (上限25,700円) (※1)	無償 (16,300円と利用 日数×450円の低 い方の額まで) (※2)	無償 (※3)	無償 (16,300円と利用 日数×450円の低 い方の額まで) (※2)	/	/
0～2歳児クラス	/	/	/	/	×	×
市民税非課税 世帯	/	/	/	/	無償 (※3)	無償 (上限42,000円) (※2)

×：無償化対象外 /：該当なし

※1：無償化の給付を受けるための「新1号認定」申請が必要です。【保育の必要性なし】

※2：無償化の給付を受けるための「新2号または新3号認定」申請が必要です。【保育の必要性あり】

※3：無償化の給付を受けるための手続きはありません。

「保育の必要性」や無償化の給付を受けるための「新1号～新3号認定」申請については、裏面をご覧ください。

2 保育の必要性について

預かり保育や認可外保育施設等を利用する場合、無償化の給付を受けるためには「保育を必要とする事由」に該当し、その事実を証明する書類の提出が必要です。

保育を必要とする事由	内容及び必要書類
就 労	すべての保護者が就労している（月64時間以上の就労実態を客観的に確認できる場合に限る）。 ・就労している保護者全員の就労証明書（伊勢原市指定様式）。 ・就労証明書に加えて、確定申告書、給与明細書、シフト表、営業許可証、農業経営申立書など、実態を確認できる書類が必要な場合があります。
妊娠・出産	出産（予定）日の前後8週間にあたる。 ・出産（予定）日が記載された母子健康手帳など。
疾病・障がい	保護者の障がいや疾病のため保育が困難な状態にある。 ・障害者手帳、療育手帳、保育が困難な状態を明記した医師の診断書など。
介護・看護	同居の親族の介護・看護などのため、保育が困難な状態にある。 ・被介護者の診断書、要介護認定証、ケアプランなど。
災害復旧	災害からの復旧のため保育が困難な状態にある。 ・罹災証明書、申立書など。
求職活動 （起業準備を含む）	保護者の求職活動のため保育が困難な状態にある。 ・ハローワークカード、雇用保険受給資格者証、求職活動申立書など。
就学 （職業訓練を含む）	保護者の就学のため保育が困難な状態にある。 ・在学証明書、学生証、カリキュラムなど。
その他	その他市長が認める場合（虐待被害等のおそれがある場合など）。

3 無償化の給付を受けるための認定区分・申請方法

表面1の必要な手続きに応じた認定を申請してください。

認定区分	要件
新1号認定	・満3歳児以上で、「保育を必要とする事由」に該当しない子ども
新2号認定	・3歳児クラス以上で、「保育の必要性とする事由」に該当する子ども
新3号認定	・市民税非課税世帯の0歳児～2歳児クラス（満3歳児を含む）で、「保育の必要性とする事由」に該当する子ども

申請方法

<申請に必要な書類>

- ・新1号認定 : 給付認定申請書
- ・新2号、新3号認定 : 給付認定申請書、保育の必要性を証明する書類、非課税証明書（申請書などは市担当課窓口で配布のほか、市ホームページからダウンロードも可能です。）↑

<申請書類等の申請先と申請期限>

・市内幼稚園、市内認定こども園を利用する方

	4月入園の場合	4月以外入園、認定変更の場合
申請先	利用施設へ申請書類等を提出	利用施設にご確認ください
申請期限	利用施設が指定する日まで	認定を希望する月の前月15日まで

※市内幼稚園で新2号、新3号認定を申請する場合、
 下記「市外幼稚園～認可外保育施設等を利用する方」を参照ください。

・市外幼稚園、市外認定こども園、認可外保育施設等を利用する方

申請先 : 市役所子ども育成課へ申請書類等を提出（郵送可）
 申請期限 : 認定を希望する月の前月15日まで ←----- 15日が土・日曜日、祝日の場合はその前の平日まで
 （施設によっては、施設経由の提出が必要な場合があります。事前に利用施設へご確認ください。）

※認定を受ける前に利用したサービスは無償化の対象にはなりません。

※書類に不備や不足があると、認定できない場合があります。

《問い合わせ先》伊勢原市役所子ども育成課 TEL:0463-94-4638